

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 3年 1月 19日

分任支出負担行為担当官

近畿地方整備局琵琶湖河川事務所長 堀田 伸之



### 1. 競争入札に付する事項

#### (1) 調達案件等の名称及び数量

琵琶湖河川事務所車両管理業務 (電子調達システム対象案件)

一式 (委託時間内に常に運行できる体制を取るべき台数 8台)

その他詳細は別冊仕様書のとおり。

#### (2) 調達案件等の概要 入札説明書による。

#### (3) 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

#### (4) 履行場所

琵琶湖河川事務所管内及び指定場所

#### (5) 入札方法

落札決定にあたっては、総合評価落札方式をもって行うので、総合評価のための専門知識、技術及び創意等に関する書類（以下「総合評価技術資料申請書」という。）を提出すること。

① 基準単価項目（基本月額）に対する単価について入札に付する。（但し、消費税及び地方消費税は含まない。）

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から当該金額に係る消費税及び地方消費税に相当する額を減じた金額を入札書に記載すること。

③ 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

④ 電報及び郵便による入札は認めない。

#### (6) 電子調達システムの利用

本案件は、入札及び競争参加資格確認申請書、総合評価技術資料申請書及び証明書（以下「申請書等」という。）の提出を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムにより難い場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

### 2. 競争参加資格等

#### (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

#### (2) 平成31・32・33年度または令和1・2・3年度国土交通省競争参加資

格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、当該資格に係る申請については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和2年3月31日付官報）の別表に記載されている申請受付窓口（近畿地方整備局総務部契約課ほか）にて隨時受け付けている。

- (3) 本店、支店又は営業所等が近畿地方整備局管内（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）にあること。
- (4) 申請書等の受領期限の日から開札の時まで（4月1日契約の入札で落札決定を保留している場合は落札決定の時まで）の期間に近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和2年3月31日付け衆議院庶務部会計課長、参議院庶務部会計課長、国立国会図書館総務部会計課長、最高裁判所事務総局経理局長、会計検査院事務総長官房会計課長、内閣府大臣官房会計課長、復興庁会計担当参事官、総務省大臣官房会計課長、法務省大臣官房会計課長、外務省大臣官房会計課長、財務省大臣官房会計課長、文部科学省大臣官房会計課長、厚生労働省大臣官房会計課長、農林水産省大臣官房参事官（経理）、経済産業省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房会計課長、環境省大臣官房会計課長、防衛省大臣官房会計課長。以下、「令和2年3月31日付け公示」という。）に基づく「会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続」を行った者を除く。）でないこと。
- (6) 電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
- (7) 入札説明書を下記3(3)の交付方法により、電子調達システムから自ら直接ダウンロードした者であること。または、分任支出負担行為担当官から直接交付を受けた者であること。
- (8) 本件業務に次のいずれかに該当する車両管理責任者を業務の履行期間を通じて配置できること。
  - ① 道路交通法第74条の3に定める安全運転管理者の選任を受け、運転管理の実務経験<sup>(注)1</sup>を1年以上有する者
  - ② 3年以上の運転管理の実務経験<sup>(注)1</sup>を有する者
  - ③ 道路運送法又は貨物自動車運送事業法に基づく「運行管理者」の実務経験を1年以上有する者
- (注)1 運転管理の実務とは、「自動車の運転手に対し、運転について指示、指導し監督すること」をいう。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

### 3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所及び契約条項を示す場所並びに当該入札に関する問い合わせ先

〒520-2279

滋賀県大津市黒津4丁目5番1号

国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 経理課 契約係

電話077-546-0812（内線224）

- (2) 入札説明書の交付期間 別表1のとおり。

- (3) 入札説明書の交付する場所及び方法

電子調達システムにより交付する。（質問回答等を、電子調達システムの調達資料ダウンロード機能を用いて行うため、資料のダウンロードの際に「ダウンロードした案件について訂正・取消が行われた際に更新通知メールの配信を希望する」にチェックを入れること。）

ただし、やむを得ない事由により、電子調達システムにより入手が出来ない場合は、上記3(1)に問い合わせること。

- (4) 電子調達システムのURL

<https://www.geps.go.jp/>

- (5) 電子調達システム及び紙入札方式による申請書等の受領期限  
別表1のとおり。

- (6) 電子調達システム及び紙入札方式による入札書の受領期限  
別表1のとおり。

- (7) 開札の日時及び場所

日時 別表1のとおり。

場所 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 入札室

- (8) 本業務は令和3年4月1日から履行を開始するものとする。

本業務は、落札決定を保留としたうえで、落札予定者を決定するものであり、落札決定及び契約締結は令和3年4月1日とする。

なお、本業務は、令和3年度予算が成立し、支出負担行為計画示達がなされることを条件とした入札であり、当該業務にかかる令和3年度の予算が成立し支出負担行為計画示達日が4月2日以降となった場合は、落札決定及び契約締結は支出負担行為計画示達日とする。

また、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全期間の契約とするが、全額計上されていないときは、本予算成立までの間について、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

### 4. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除

- (3) 入札者に要求される事項

① 紙入札方式により参加を希望する者は、所定の受領期限までに申請書等

を上記3(1)に示す場所に提出しなければならない。

- ② 電子調達システムにより参加を希望する者は、所定の受領期限までに申請書等を上記3(4)に示すURLに提出しなければならない。

なお、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において、分任支出負担行為担当官から申請書等の内容に関する照会があった場合には、説明しなければならない。

(4) 入札の無効

競争に参加する資格を有しない者のした入札、入札の条件に違反した入札及び電子調達システムを利用するためのICカードを不正に使用した者の入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

総合評価落札方式とする。

- ① 有効な入札を行った者の入札価格が、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者であり、かつ当該入札者の申込みに係る各評価項目の得点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値に10万を乗じた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- ② 落札者となるべき者の入札価格が予算決算及び会計令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予算決算及び会計令第86条の調査を行うものとする。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無。

(8) その他 詳細は入札説明書による。

別表 1

3. (2)	入札説明書の交付期間	令和 3年 1月 19日 (火) から 令和 3年 2月 3日 (水) まで
3. (5)	申請書及び証明書等の受領期限	令和 3年 2月 3日 (水) 16時30分
3. (6)	入札書の受領期限	令和 3年 3月 2日 (火) 16時30分
3. (7)	開札の日時	令和 3年 3月 3日 (水) 11時00分